

朝霞市規則第20号

朝霞市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

朝霞市母子保健法施行細則（平成25年朝霞市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「被保険者証等」を「医療保険各法」に改める。

様式第1号の3中「保険者証等の記号」を「医療保険各法の記号」に改める。

様式第10号中「被保険者証等の記号」を「医療保険各法の記号」改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。